

発行元：(一社)相模原市高齢者福祉施設協議会 事務局
Mail：sagamihara-koureikyo@peace.ocn.ne.jp

TEL：042-707-1136 FAX：042-707-1217
HP：<http://sagamihara-koureikyo.org/>

●相模原市高齢協の活動指針

本会は、高齢者福祉施設が使命とする高齢者の支援等を基本に、地域福祉の推進とサービスの質的向上を図るため、会員施設及び事業所相互の連携と共通課題について研究協議を行い、相模原市内に所在する施設及び事業所の健全な発展と高齢者福祉の推進に寄与することを目的としています。

●「高齢者福祉施設に関する要望書」回答への質問に対する回答

年頭に提出した「高齢者福祉施設に関する要望書」について、相模原市から回答がありました。その内容についてさらに踏み込んだ質問を行い、3月22日、それに対する回答がありました。以下がその概要です。

【(1-1) 介護報酬の地域区分を町田市・多摩市と同格にすることについて】

1) 介護報酬「地域区分」を担当する課はどこか。

介護報酬「地域区分」は国が設定するものであり、本市において専ら担当する所属はないが、主に介護保険課が業務を担う介護給付、介護保険料の賦課、介護保険事業計画等に大きくかかわっている。さらに、介護報酬は「各サービスの算定した単位数」に「サービス別、地域別に設定された1単位の単価」を乗じ、利用者の自己負担割合に応じて、事業者を支払われるものとなるが、多面的な影響があり、複数の課が関わるものとなる。

2) 回答に「必要に応じて国等へ要望する」とあるが、具体的にどのような状況をもって必要と判断されるのか。

介護報酬の地域区分については、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させた公務員の地域手当の設定に準拠している。

地域区分の設定に際しては、利用者負担や公費負担への影響や、障害福祉、保育及び医療など他の制度との関係性などを考慮の上、総合的な判断が必要であり、隣接する地域と著しい不均衡が生じる場合等には、国への働きかけを行ってゆきたい。

3) 現時点で必要と判断しない理由を聞かせて頂きたい。

現状、本市は、本市よりも低い地域区分の市町村とも複数隣接していることなどから、一定の均衡が図られているものと認識しているが、2)での回答の通り、地域区分の変更は、広範囲に影響が及ぶことから、引き続き、近隣地域の動向等を注視して判断したい。

【(1-2) 介護人材確保の強化推進について】

1) 介護未経験者を対象とした研修から就労までの一体的支援の取り組みを行った結果、年間どのくらいの人数が就労につながっているのか。

本事業による市内介護サービス事業所への就職決定者数は、令和元年度が13名、令和2年度が16名、本年度は2月末時点で20名となっている。

なお、本事業においては、介護未経験者の介護事業所等への就職だけでなく、就職後の定着が重要であると考えており、求職者本人の意欲や適性等を慎重に見極めた上で、事業所等とのマッチングや就職後のフォローアップを行うなど、適切な事業規模のもと、きめ細かな支援に努めているところである。

【(2-2) 特養の事業継続が可能となる今後の事業方策の協議について】

1) 短期入所生活介護等からの転換の実施は、今回緑区も対象として検討していただけるのか。

令和5年度の整備目標につきましては、短期入所生活介護を含む既存施設からの転換分30床としているが、既存サービスの利用状況や地域ごとの整備状況等を踏まえ、具体的な整備（転換）方針を検討したい。

【(3-1) 濃厚接触による職員不足の掛かりまし人件費について】

1) 現況を踏まえ、再度「支援」をお願いしたい。

掛かり増し人件費に対する支援については、現状を鑑みながら、制度改革に係る国への要望等につき、県とともに検討して行きたい。

※ 詳細は会員ページをご参照ください。（以下をクリックください）

⇒ [「高齢者福祉施設に関する要望書」](#) ⇒ [「老人福祉施設に関する要望書への回答」](#)
⇒ [「高齢者福祉施設に関する要望書」回答への質問に対する回答](#)

● 2021年度 介護助手導入促進事業の概要報告

1.実施期間 2021年6月～12月

2.協力事業所

●従来型特養（100名未満）

「モモ」「相陽台ホーム」「中の郷」「みたけ」「東橋本ひまわりホーム」

●ユニット型特養（100名以上）

「はなさか」「大野台幸園」

●ユニット型特養（100名未満）

「縁JOY」

●グループホーム

「芙蓉の園」

3.介護援助員の採用

介護援助員の新規採用に当たっては、相模原市内3区のタウンニュースに募集広告を実施しました。第1回目（6月3日号）広告での応募者については相模原市就職支援センターを通じて各協力事業所に紹介し、第2回目（8月26日号）広告については協力事業所に直接応募としました。

4.介護援助員導入の段階意識

組織では、管理者が自分たちの運営する組織の発達段階を意識できることが重要です。目標に向かって達成段階を設定し、自らの現在の位置を確かめることは、組織を確実に発展させていくうえでも必要なことです。本事業では、介護援助員導入後の組織の発展の度合いについての認識を深めるために、組織組成の段階スケールを作成し、調査を実施しました。当事業への参加が複数年に亘る協力事業所においてその段階はおおむね第5段階になっています。結果を見ると、必ずしも事業の導入初期段階で業務仕分けが徹底されているとは言えないようです。まずは、第1ステージで業務仕分けが確実に行われているか否かが重要になるものと思われます。

施設名	A	B	C	D	E	F	G	H
現場管理者が認識している組織組成の段階	第4 ↓ 第4	第4 ↓ 第5	第5 ↓ 第5	第1/1名 第5/2名 ↓ 第1/1名 第5/2名	第5	第5 ↓ 第5	第1	第1
介護援助員導入後の組織組成段階	<p>「介護援助員導入後のステージ」</p> <p>①第一ステージ（目安：導入後1年位まで） このステージの特徴としては、介護士が援助員導入にとっても感謝を感じ、利用者も目新しい人材に興味津々な時期。 ※介護職と介護援助員の仕事仕分けが完全にできているかどうか。</p> <p>②第二ステージ（目安：導入2年目～） このステージでは、介護士と援助員の業務内容や互いの待遇などに疑問や問題が生じてくる時期。特に時給の違いなどで問題が起きやすい。</p> <p>③第三ステージ（目安：導入2～3年目） このステージでは、援助員の存在が当たり前になっており、援助員の突然の休暇や退職で業務に空きが出ると誰もカバーできない状態が生じやすい。介護士は介護周辺業務から完全に開放されている状態。</p> <p>④第四ステージ（目安：導入3年目～） 介護と援助員の業務を完全に分化し専門化させるか、相互の業務を補完する体制を維持するかについて管理側の決断が求められる時期。</p> <p>⑤第五ステージ（目安：導入3年目以降） このステージでは、介護士及び援助員の必要人数が明確になっており、互いの業務が専門化するかまたは補完し合うシステムができていることによって業務のバランスが保たれている状態。</p>							

5.介護援助員導入効果

増減比較	事業所名	モモ	相陽台	中の郷	ひまわり	みたけ	はなさか	大野台幸園	芙蓉の園
	介護正職員増減数①	2	-1	-5	0	0	-9	5	1
	介護非常勤増減数②	-0.5	-6.214	3.6	-0.25	1.2	-5.8	-1.9	0.3
	介護職員増減数①+②	1.5	-7.214	-1.4	-0.25	1.2	-14.8	3.1	1.3
	有給取得日増減数	-23	-145	60	22	-26	-600	52	0
	育児休暇取得者増減数	0	6	0	0	0	3	0	0
	介護休暇取得者増減数	0	0	0	0	0	0	0	0
	残業時間増減数	-320	188.5	23	73	933	-2774	-2179	-12
	研修参加者増減数	0	116	4	5	32	-8	217	0
	援助員正職員増減数	0	0	0	0	0	0	0	0
援助員非常勤増減数	0.4	0.062	0	0	0.3	0.28	3.14	1	

有意値 従来型 エコ型 継続参加 初回参加

8. リーダーの必要性和教育・研修について

介護援助員にリーダー級の職員の必要性については、要不要も含めて管理側と管理される側では意識に違いがあるようです。ただ、もしリーダーを設けるなら現場の介護士が介護援助員の中から選ばれるのが適当だと思われるようです。

介護援助員への教育や研修については、管理者側は接遇や業務上での基本的な知識と認知症に関するものを求めているようです。一方、介護援助員側は役割や業務上での基本的な知識や技術に関しての要望が主であるようです。分けても管理者側が介護援助員に利用者の認知症状について理解を挙げているのは重要視すべき事項です。

※ 業務仕分けシステムおよび介護援助員専用ホームページについて

今年度の事業では、介護援助員の業務仕分け作業が適切に行えるようエクセルを用いた仕分けシステムを作成しました。介護援助員を導入してみようとする施設には役立つのではないかと思います。

同システムも含め、これまで得られた経験から、介護援助員を導入するにあたって必要となるであろうツールやノウハウを、市内の高齢福祉事業者が使えるよう専用ホームページを作成し、掲載、格納してあります。

今後は、介護援助員のリーダー育成なども必要となると思われますので、このホームページには順次そうしたノウハウや研修材料等も格納してゆこうと考えています。

※ 以下のURLをご参照ください。(以下をクリックください)

(高齢協のホームページのトップバナーからもリンクされています)

⇒ [「介護援助員専用ページ」](#)

※ タウンニュースの情報サイト「レアリア」にも情報がアップされています。

⇒ [「『介護援助員』を知っていますか？」](#) (レアリア記事)

● 事業者向けの2022年4月の主な法改正について

本年4月から、介護事業にも関連する重要な法律の改正があります。主な改正事項は①「パワーハラ防止法」、②「個人情報保護法」、③「道路交通法」です。いずれも従来より厳罰化されています。概要は以下の通りです。

2022年4月の法改正についてすでに準備はされていますか？

- 1 パワーハラ防止法改正**
中小企業にもパワーハラ防止の措置を講じることが義務化
(大企業は2020年6月～)
【法改正概要】
➢ 企業側に相談窓口の設置や、パワーハラが発生した場合には再発防止策を求められ、悪質な行為や行政勧告に従わなかった場合は企業名を公表
- 2 個人情報保護法改正**
漏えい時の個人情報委員会への報告と本人への通知義務化
【法改正概要】
➢ 不正アクセスなど、一定の条件に該当する個人データの漏えいについては、政府個人情報保護委員会等への報告および本人への通知が義務化(罰金上限が50万円から1億円に)
- 3 道路交通法改正**
白ナンバー飲酒検査の義務化
【法改正概要】
➢ 安全運転管理者を選任されている企業(5台以上社有車を保有)は運転前後の酒気帯び確認、アルコールチェックの記録・保存(1年間)をすることが必要
©2021年11月警視庁交通安全部

※ 詳細は以下のURLをご参照ください。(以下をクリックください)

⇒ [「『パワーハラスメント防止措置』が中小企業の事業主にも義務化」](#)

⇒ [「個人情報保護法の改正のポイント」](#)

⇒ [「運転前後のアルコールチェックの義務化」](#)

● 介護事業等の制度・政策、新型コロナウイルス等 関連通知サイト

昨年の介護保険法改正や新型コロナウイルス感染症蔓延等に関連して、社会福祉事業、介護事業等の制度、政策が流動的に変化しています。随時、全国老協や神奈川県、相模原市などの関連通知サイトを随時ご確認ください。ご参考までに主だった関連サイトを以下に一覧で掲載します。

● **全国老協「制度・政策の動向」ページ**

<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents>

● **神奈川県 介護・高齢者関連 ページ**

<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/9/index.html>

● **相模原市 介護 関連ページ**

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/index.html>

● **相模原市 新型コロナウイルス感染症特設ページ**

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1019910/index.html>

【賛助会員】

株式会社 コンティ
守屋綜合法律事務所
株式会社 三ノ輪建設
株式会社 ケイ・アース
株式会社 中島建設
住宅型有料老人ホーム 勢水
住宅型有料老人ホーム あんず
株式会社 永田屋
日本ゼネラルフード 株式会社
株式会社 IDO
株式会社 太陽住建
株式会社 リンク・アップ
神奈川県イヤル 株式会社
公益財団法人 相模原市勤労者
福祉サービスセンター
敬称略／加入順

株式会社 ウェブトラスト
Office CPSR（臨床心理士・
社会保険労務士事務所）
株式会社 ディフェンス
アライブかながわ
住宅型有料老人ホーム 田名新宿住宅
日興テクノス 株式会社
株式会社 きらぼし銀行 相模原法人営業部
株式会社 ナリコマエンタープライズ
エス・エスホームケア 株式会社
ケアミックス 株式会社
株式会社 シマソービ
リンデンB・I 町田・相模原
株式会社 伊藤典範
株式会社 キージェネレーション

● 編集後記

広報紙第32号をお届けします。今後は発行回数を年間3回程度にして、随時、必要に応じてホームページへの掲載などの方法も用いつつ、より一層、お伝えする内容を充実させてゆく所存です。

引き続き施設や職員の紹介、イベント案内など、どんなものでも結構です。ご意見、情報などご遠慮なくお寄せください。

連絡先は、相模原市高齢協事務局（広報誌担当）まで

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-20（あじさい会館内）

TEL：042-707-1136 FAX：042-707-1217

Mail：Sagamihara-koureikyo@peace.ocn.ne.jp